

鳥取県告示第189号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第2項第1号の規定に基づき、指定確認検査機関に対して業務停止命令を行ったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成24年3月26日

2 処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

鳥取市田園町三丁目375 財団法人鳥取県建築住宅検査センター 理事長 森本 博美

3 処分の内容

平成24年4月9日から1月間の業務の停止。当該停止された業務の範囲は、建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第1号から第4号まで、第9号、第10号、第13号及び第14号に規定する確認検査（以下「確認検査」という。）の業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- (2) 既に締結した契約の変更により、確認検査の業務を追加する行為
- (3) 業務の停止の期間満了後において(1)及び(2)の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

4 処分の原因となった事実

指定確認検査機関である財団法人鳥取県建築住宅検査センターは、機関省令第29条第3項の規定により15年間保存すべき書類の一部を当該期間が経過していないにもかかわらず、廃棄した。